

## 令和2年度「地域と学校の連携・協働体制構築事業」実施要領 Q&A

令和2年6月4日  
文部科学省総合教育政策局  
地域学習推進課地域学校協働活動推進室

- ※ 本 Q&A における答申とは、平成 27 年 12 月 21 日中央教育審議会答申「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」を指します。
- ※ 本 Q&A における「統括的な地域学校協働活動推進員等」や「地域学校協働活動推進員等」には従来の統括コーディネーターや地域コーディネーターも含まれます。
- ※ 補助対象経費については、末尾に「(別表)謝金・旅費確認表」を付しておりますので、そちらも合わせて御参照ください。

### 〈事業の趣旨〉

Q1 本事業の目的は何か。

A1 本事業は、学校と地域の相互の連携・協働のもと、一体となって子供たちの成長を支えていくための体制構築を行い、「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた学校づくりや、学校を核とした地域づくりを進進することを目的としています。

そのために、学校と地域住民等が力を合わせて学校運営に取り組む「コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)」と、学校と地域が相互にパートナーとして行う「地域学校協働活動」を一体的に推進することとしています。

Q2 地域学校協働本部とはどういったものか。

A2 地域学校協働本部とは、答申において提言された、従来の学校支援地域本部等の活動を基盤に、「支援」から「連携・協働」、個別の活動から総合化、ネットワーク化を目指す新たな体制です。必須の要素として、①コーディネート機能、②多様な活動、③継続的な活動の3要素が求められます。例えば、学校支援地域本部が既に設置され、地域と連携した地域学校協働活動を展開している場合においては、学校支援地域本部の機能を基盤として、引き続きその活動を発展させながら、徐々に、①コーディネート機能を強化し、②より多くの、より幅広い層の活動する地域住民の参画を得て、活動の幅を広げ、③継続的な地域学校協働活動を実施していくことで、地域学校協働本部へと体制が発展していくことが期待されます。

※ 地域学校協働活動とは：答申においては、地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えていく活動と定義され、社会教育法第5条2項に規定。

Q3 本補助事業に申請する場合、コミュニティ・スクールや地域学校協働本部をすぐに導入・整備する必要はあるのか。

A3 本事業の目的は Q1 のとおりですが、地域と学校の連携・協働に向けた体制の構築に向けて、「コミュニティ・スクール」の導入及び「地域学校協働本部」の整備を推進しています。これまでの活動の経緯や地域の実情によっては、これらをすぐに整備することが難しい場合も考えられますが、国としては 2022 年度までにコミュニティ・スクールについては全ての公立学校への導入、地域学

校協働本部については全小中学校区をカバーすることを目標として取り組んでおります。

このような観点から、本年度においては、補助の要件として、①コミュニティ・スクールを導入していること、または導入に向けた具体的な計画があること、②地域学校協働活動推進員等を配置することとしていますので、地域と学校の連携・協働に向けた体制の構築に向けての何らかの体制の整備を進めていただければと思います。

Q4 コミュニティ・スクール導入に向けた具体的な計画とはどのようなものか。

A4 所管の学校にコミュニティ・スクールを導入するための導入計画を有していることのほか、導入に向けた検討を行う会議等を設置していることなどがあげられます。また、導入に向けた検討を行う会議等を設置する場合は、事業を実施する当該年度における設置が必要となります。

Q5 地域学校協働活動を本年度から実施する場合、「学校支援地域本部」などのこれまで使用していた名称を用いていても、本補助金の補助対象となるのか。

A5 補助対象となりますが、原則として「地域学校協働本部」として申請いただきたいと考えています。ただし、これまでの活動の経緯や地域の実情によっては、なじみ深い名称を引き続き使用することを否定するわけではなく、例えば「〇〇ネットワーク（地域学校協働本部）」や「地域学校協働本部・△△会」などのように、地域学校協働本部であることを明示することが好ましいと考えます。

Q6 「地域と学校の連携・協働体制構築事業」では、どのようなものが国庫補助の対象となる取組となるのか。

A6 本事業で実施する取組は、「地域学校協働活動」と「コミュニティ・スクールの導入に向けた取組」の2つです。「地域学校協働活動」は個別の活動を総合化・ネットワーク化して取り組まれる様々な活動ですが、本事業において補助対象とする活動は、「学校における働き方改革を踏まえた取組」と「地域住民等の参画による放課後等の学習支援・体験活動」とします。従来実施されてきた様々な地域学校協働活動についても、このいずれかに該当するものであれば補助対象になります。（「学校における働き方改革を踏まえた取組」、「地域住民等の参画による放課後等の学習支援・体験活動」の具体的な取組については Q23、Q24 も参照してください。）

なお、政府として掲げる数値目標の達成状況を確認する観点から、その個々の取組の内訳として、①放課後子供教室、②地域未来塾については実施状況等を把握させていただくこととします。

Q7 活動の対象となる児童・生徒を限定することは可能か。

A7 本事業の趣旨・目的からは、全ての子供を対象とすることが望ましく、例えば保護者の就労状況等によって本事業への子供の参加ができなくなることはないように配慮していただきたいと思います。しかしながら、プログラムの内容、規模や場所の制限、ボランティア数、安全面や新興感染症の感染予防などの観点からやむを得ない場合は、日によって対象者を分けたり、限定した活動を実施したりすることは可能です。その場合であっても、異年齢の交流や多くの子供たちが参加できるような配慮をできる限りお願いします。

Q8 本補助事業を活用して地域学校協働活動を実施する場合、実施要領の3(2)③に記載されている活動を全て実施しなくてはならないのか。

A8 全て実施する必要はありません。それぞれの地域の実情に応じた活動を実施することが可能です。ただし、前述のとおり、地域学校協働活動のうち補助対象とする活動は、「学校における働き方改革を踏まえた取組」と「地域における学習支援・体験活動等」ですので、その範囲で様々な取組の実施をご検討願います。

### 〈実施主体〉

Q9 本事業の実施主体はどこか。

A9 本事業の実施主体は都道府県・指定都市・中核市です。また、間接補助事業として行う場合は、実施主体を市町村（特別区および市町村の組合を含む）とし、事業の一部を適当と認められる社会教育団体等に委託して行うことも可能です。なお、委託先の団体の選定に当たっては、本事業の主旨に鑑み、地域学校協働活動を行うに適した団体であるかどうかについても考慮し、適切な団体を選定いただくとともに、運営が適切に行われるよう説明会や研修等を定期的に行うなど、指導の徹底に努めてください。

Q10 「事業の一部を適当と認められる社会教育団体等に委託して行うことができる」とあるが、「一部」の範囲に規定はあるのか。

A10 要領上は委託可能な範囲を明示してはいません。各自治体の判断で、事業の趣旨、内容等に照らし適当な団体であって、行政が直接執行するよりも、効率的かつ効果的である場合において委託が可能と考えます。なお、事業全体を委託することはできません。また、推進委員会の設置や、運営委員会の設置等、取組の方向性についての検討や事業の検証・評価を行う機能は、自治体が責任をもって実施すべき機能であり、委託することはできません。

Q11 本事業をNPO等の団体に再委託することは可能か。

A11 事業の一部を地域住民による実行委員会等に委託している場合、その活動の一部をNPO等の団体に再委託することは可能です。ただし、本事業は地域住民の自主的な参画により地域の教育力の向上を図り、地域全体で子供たちを育む体制づくりを推進していくことが目的であり、外部団体に委託する場合であっても、それらを踏まえ、活動のすべてを団体等が行うのではなく、幅広い地域の人材等が参画できる仕組みとなるよう配慮することが必要です。

Q12 外部の団体等へ委託する場合、会計基準は委託団体の規定に合わせればよいのか。

A12 外部団体等へ委託する場合であっても、会計上の基準等は、地方公共団体が直接実施する場合と同様であり、対象外の費目（賃金などの人件費や交際費、施設整備費等）は計上できないため注意してください。また、「Q9」のとおり、委託先の団体の選定に当たっては、本事業の主旨に鑑み、子供たちへの教育活動を行うに適した団体であるかどうかについても考慮し、適切な団体を選定いただくとともに、運営が適切に行われるよう説明会や研修等を定期的に行うなど、指導の徹底に努めてください。

Q13 委託という形態ではなく、団体等に補助金を出すことは可能か。

A13 本事業の実施主体はあくまで都道府県、市町村であり、都道府県から市町村への間接補助以外には補助金を支出することはできません。したがって、都道府県・市町村から NPO や地域の関係団体等への間接補助はできません。助成金や負担金についても同様に、実施主体が市町村から団体等へ移る形での事業実施はできません。

## 〈事業の内容〉

### 【推進委員会・運営委員会等の設置】

Q14 市町村の運営委員会は必ず設置しなければならないのか。

A14 本事業のためだけに運営委員会を必ずしも設置する必要はありませんが、その機能を担う組織は必要です。実施要領にも「運営委員会に代わりうる既存の組織等をもって代替することができる」とあるように、市町村職員や関係者等が集まる既存の会議や他事業の委員会の一部で協議していただくことも可能です。なお、既存の会議や他事業の委員会と合同で開催される場合は、経費の取扱いに御注意ください。

Q15 次年度以降の活動を検討するための推進委員会や研修会の実施に係る費用のみを計上することは可能か。

A15 本事業は単年度予算事業であるため、次年度以降の活動を検討するための推進委員会に係る費用のみを計上することはできません。推進委員会は、当該年度におけるコミュニティ・スクールや地域学校協働活動の総合的な実施方針等を検討する場としてください。なお、議題の一つとして次年度以降の活動について検討していただくことは構いません。

また、研修会の実施に係る費用のみを計上することはできません。研修の目的はあくまでも地域学校協働活動推進員等をはじめとする関係者の質の向上であり、研修のみをもって本事業の実施とすることは出来ません。

Q16 学校区毎の協議会の設置は必置か。

A16 一体型の放課後子供教室を実施する場合のみ必置となります。本協議会のメンバーは、放課後子供教室担当者（地域学校協働活動推進員等）、放課後児童クラブ関係者（主任支援員等）、学校関係者（校長等）を想定していますが、地域の実情に応じて、保護者、青少年団体等の参画を得て組織することも可能です。また、既存の組織等をもって代替することも可能であり、名称も各自治体に応じた名称にさせていただいて構いません。本協議会では、共通プログラムの日時、内容、実施場所、子供の状況などの情報共有、学校施設の活用方法など様々な内容を話し合うことを想定していますが、会議の開催日数は、地域の実情に応じて設定させていただいて構いません。

## 【地域学校協働活動の実施】

Q17 「統括的な地域学校協働活動推進員等」、「地域学校協働活動推進員等」とはどのような人材か。

A17 地域学校協働活動を行うためには、それらのプログラムを継続的・定期的を実施するための計画を企画・提案し、関係者等との実施に向けた調整や、地域で多様な知識や経験を持つボランティアの発掘など全体のコーディネートを行うことが必要となります。「地域学校協働活動推進員等」はこれらを行う人材を総称しており、特定の資格や職業を指すものではありません。自治会役員や PTA 役員経験者等が担う場合もあれば、授業を補助する活動の場合は教職員経験者が担うなど、活動ごとに中心となる地域学校協働活動推進員等があり、複数名体制で調整を行うような場合も想定されます。地域によっては、行政や NPO などの団体がその役割を担う場合も想定され、地域の実情に応じて最も効果的な形で進めていただくことが期待されます。位置づけについても活動内容等によって、都道府県レベル、市町村レベル、活動地域レベルなど様々な位置づけが可能であり、人数は本事業に真に必要な人数であれば複数名でも差し支えありません。

「統括的な地域学校協働活動推進員等」とは、地域学校協働活動推進員等を統括する立場として、地域学校協働活動推進員等間の連絡・調整、地域学校協働活動推進員等の確保・人材育成、未実施地域における取組の促進等を図ることを目的に配置される者であり、都道府県、市町村単位で配置することを想定しています。また、複数地域の学校区を束ねる場合にも統括的な地域学校協働活動推進員等を配置しても構いません。

また、「統括的な地域学校協働活動推進員等」と「地域学校協働活動推進員等」は兼務することも可能です。ただし、同時帯に両方の業務を兼ねることはできないので、どちらの立場で活動しているのかを明確にする必要があります。

Q18 統括的な地域学校協働活動推進員等及び地域学校協働活動推進員等は必置か。

A18 統括的な地域学校協働活動推進員等は必置ではありません。また、地域学校協働活動推進員（若しくは地域コーディネーター）の機能を果たす方（Q17 参照）は、有償、無償に関わらず必置です。

Q19 統括的な地域学校協働活動推進員等・地域学校協働活動推進員等の雇用は可能か。

A19 本事業は、原則として地域の人材にボランティアとして参画いただくことで地域の様々な人材が連携協力して子供たちや学校の支援を行うものであり、その協力に対して規定の額での謝礼を支出することができます。

上記の考え方から、補助対象となるのは統括的な地域学校協働活動推進員等・地域学校協働活動推進員等として活動する実働時間に謝金単価を乗じた金額のみであり、それ以外の経費は補助対象外となります。

Q20 地域学校協働活動推進員等の配置について、1校に2人の配置や、1人の地域学校協働活動推進員等が複数校を担当することは可能か。

A20 地域の実情に応じ、必要な形での配置が可能です。

Q21 「協働活動支援員」とはどのような人材か。

A21 実際に協働活動を中心的に担う人材であり、特定の資格や職業を指すものではありません。例えば、PTA 経験者、元教員、自治会関係者、地域の高齢者、大学生などを想定しています。授業・部活動の補助など学校の活動の支援や、放課後等の教育活動を行うに当たって、当日の具体的な様々な学習・体験・交流プログラムを中心的に実施する者を指します。

Q22 「協働活動サポーター」とはどのような人材か。

A22 地域学校協働活動の実施に当たって、様々な学習・体験・交流活動プログラムの実施をサポートする者、登下校の見守りや学校環境の整備、読み聞かせなど日常的に行う活動に関わる者、従来の安全管理員の活動を担う者などが想定されます。特定の資格や職業を指すものではありません。例えば、PTA 経験者、元教員、自治会関係者、地域の高齢者、大学生などを想定しています。  
なお、協働活動サポーターは、子供たちの活動をサポートする者であるため、活動がある当日のみが謝金の支出対象となります。活動の前日に行われた事前準備や打ち合わせについては、謝金の対象となりません。

Q23 「働き方改革を踏まえた活動」とは、どのような活動を想定しているのか。

A23 学校が抱える課題が複雑化・多様化する中、未来を担う子供たちの育成を学校のみ委ねることは不可能であり、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たし、社会総がかりで教育活動を行うことが求められています。このことを踏まえ、これまで学校の教職員が担ってきたものの、保護者や地域住民等との協働により実施することでより効果的な活動となる取組等について、地域の実情に応じて、地域と学校の連携・協働のもと、それぞれの役割をしっかりと検討し、関係者が納得したうえで、地域学校協働活動として取り組んでいただきたいと思います。例えば、授業の準備や補助、地域と連携した教育活動の実施のほか、登下校時の見守りや学校行事等の準備・運営の補助、校内清掃等への参加などが考えられます。

なお、活動の実施に当たっては、「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」（平成 31 年 1 月 25 日中央教育審議会）なども参考としてください。

Q24 「地域住民等の参画による放課後等の学習支援・体験活動」とは、どのような活動を想定しているのか。これまで実施してきた「放課後子供教室」や「地域未来塾」とは異なるのか。

A24 全ての児童生徒を対象に、放課後や土曜日、長期休業期間中等に、学校の空き教室や図書室、公民館等において、退職教員や大学生等の地域住民等の協力により、学習支援等を実施する取組に対して補助を行うものです。このような活動を広く補助対象とするものであり、これまで実施されてきた「放課後子供教室」や「地域未来塾」といった取組において実施していただいて構いません。

Q25 放課後子供教室を実施するに当たり、協働活動支援員、協働活動サポーターの配置は必置か。

A25 放課後子供教室の実施に当たっては、有償・無償に関わらず子供たちの活動をサポートしたり、安全管理を行ったりする者は必要です。なお、謝金を支払う場合は、活動の内容に応じて協働活動支援員か協働活動サポーターかを自治体で適切に判断してください。

Q26 協働活動支援員を同一の活動に複数名配置することは可能か。

A26 地域の実情に応じ、配置は可能です。活動内容によって協働活動支援員として配置するのか、協働活動サポーターとして配置するのかを自治体で適切に判断してください。

Q27 放課後子供教室に従事する者の分類について、学習アドバイザーが複数おり、「中心的に実施する者」と「サポートする者」の区別が特にならない場合、全員「協働活動支援員」としていいのか、誰か一人を「協働活動支援員」とし、他を「協働活動サポーター」とするのか。

A27 特に人数で考えているものではありません。例えば、活動の内容に応じて、自主学習の見守りをしているような場合は「協働活動サポーター」に、学習内容を企画・実施している人は「協働活動支援員」に“できる”ということです。活動内容や役割が異なる場合は、その内容に応じた謝金の支払について適切に判断してください。

Q28 「特別支援・共生社会サポーター」とはどのような人材か。

A28 障害を有する子供や特別な配慮を要する子供たちを対象として地域学校協働活動をサポートする者で、特別支援学級の介助員、ホームヘルパー有資格者、障害者施設実務経験者などが想定されます。また、域内の外国にルーツを持つ児童生徒が地域学校協働活動に参加される場合に、その支援を行う者として配置することも可能です。特定の資格や職業を指すものではありません。

Q29 「学習支援員」とはどのような人材か。

A29 特別な知識や経験等を活用し、協働活動支援員では行うことのできない学習支援を実施できるものを配置することができます。主に、外部の人材等、専門的知識を有した人を想定しておりますが、実施自治体において適当と思われる者を配置してください。

Q30 支援する者の名称は、自治体独自のものを使用して差し支えないか。

A30 名称はあくまで実施要領上のもので、各自治体の実情に応じた名称で問題ありません。ただし、謝金の支払等の経費の面では、その者が実施要領上のどの役割として位置づけられているのかを明確にしたうえで、単価等については適切に計算してください。

Q31 実施日数や実施時間の基準の対象となるのは、放課後子供教室のみか。

A31 放課後子供教室のみです。地域未来塾、その他地域学校協働活動は基本的には本基準の対象外です。

Q32 原則として年間 250 日未満、1 日 4 時間以内という基準を設定した背景と積算根拠を教えてください。

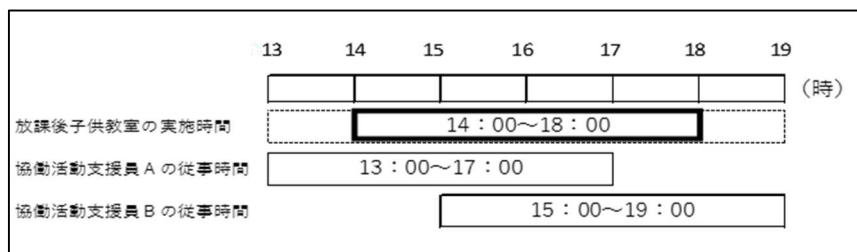
A32 実施日数等の設定にあたっては、「学校の課業日数や家庭との役割分担等も勘案する」観点から、“原則として” 250 日未満（休業日も含む）、1 日 4 時間以内を平成 25 年度より設定したものです。具体的には、まず、日数については、標準的な授業日数や土曜日、長期休業中の実施も加味して、250 日未満としました。

一方、1 日あたりの実施時間は、例えば授業終了後、放課後子供教室の開設を 14 時と仮定した場合、3 時間実施すれば、17 時になります。準備や片付けの時間も加味して 1 時間で、合計 4

時間以内としています。

なお、保護者の就労状況等からの要望に応じるなど、地域の実情により 4 時間を超えて夜間等まで実施する場合について、自治体や保護者の負担での実施を否定するものではありません。

Q33 1日4時間以内の考え方について、例えば下図のように、協働活動支援員 A、B が4時間ずつ子供教室に従事した場合、4時間分ずつが補助対象となるか。



A33 4時間ずつ補助対象にはなりません。放課後子供教室の実施時間を基準として、協働活動支援員の補助対象経費を計上してください。補助対象となる実施時間を14時から18時と定めた場合は、協働活動支援員 A、B は3時間分のみ補助対象となります。

Q34 実際の開催日数が標準的な実施日数を超える場合は、当該教室に係るすべての経費が補助対象として認められないのか。

A34 開催日数が250日以上の教室の249日までの経費は標準として認められます。

Q35 250日×4時間で、年間1,000時間以内であれば対象となるのか。

A35 日数と時間数はそれぞれの基準であり、年間1,000時間以内であればよいというものではありません。例えば月曜日に5時間、火曜日に3時間実施しているので相殺して4時間ずつとなるので補助対象となるのではなく、4時間を超える月曜日の1時間分は標準外となります。また、1日4時間は教室単位で考えることであり、協働活動支援員等一人一人毎の活動時間ではない点について御留意願います。

Q36 「休業日で特に必要な場合には8時間以内」と示されているが、「休業日」とは具体的にどのような日を指すのか。また「特に必要な場合」とはどのような場合か。

A36 「休業日」は、国民の祝日、土曜日、日曜日及び長期休業等の教育委員会が定める日を指します（学校教育法施行規則第61条参照）。

また、「特に必要な場合」とは、特別な催し物を実施する場合や、参加を希望する子供ができる限り参加できるようにするため、長時間の開設がやむを得ない場合など地域の実情に応じて特に必要性があるとみなされる場合です。

Q37 厚生労働省の行っている放課後児童クラブは250日以上が要件であり、放課後子供教室を250日未満とするということは、「放課後子ども総合プラン」の考え方や方針を変えていく予定か。

A37 放課後子供教室は全ての子供たちに多様な学習・体験・交流活動を提供するものであり、留守家庭児童の生活の場を提供する放課後児童クラブとは、趣旨・目的の異なるものです。連携するに当たって、放課後子供教室も同様に250日以上開催しなければならないものとは認識していません。同一の場所で実施したり、放課後子供教室のプログラムに放課後児童クラブの子供も含



む全ての子どもたちが参加できるようにしたりするなどの連携方策を引き続き講じていくようお願いいたします。

Q38 放課後子供教室について、「定期的かつ継続的」に活動する必要はあるか。

A38 放課後児童クラブの子どもを含めた全ての子どもたちが放課後等に様々な学習や体験・交流ができる機会を、年間を通じて日常的に提供していくことができるような仕組みづくりを推進していくことが望ましいと考えます。しかしながら、まずは無理なくできることから実施していただくことも重要であり、現時点では頻度の下限基準は要領上設けておりません。ただし、年に数回の単発的な催し物ではなく、目安として、週1回程度（年間35日程度）は放課後子供教室を実施していただけるような仕組みづくりを進めていただければと考えます。

Q39 「定期的かつ継続的」に放課後子供教室を実施していない場合、補助対象外とされたり、補助金が減額になったりするののか。

A39 令和2年度予算では、例えば週1回程度（年間35日程度）に満たない活動について、補助対象外としたり、補助金を減額したりするということはありません。

Q40 放課後子供教室と放課後児童クラブを一体型として運営する際の基準や要件について教えてください。

A40 放課後児童クラブと「一体型」の放課後子供教室とは、放課後子供教室及び放課後児童クラブの児童が、同一小学校内等の活動場所において、放課後子供教室の活動プログラム（学習支援、体験プログラム、スポーツ活動、読書活動、自由遊び等）に放課後児童クラブの児童が希望すれば参加できるものとする。また、「同一小学校内等」とは、双方が同一小学校内で実施している場合に加え、放課後子供教室又は放課後児童クラブのうち一方を小学校内で実施しており、他方を当該小学校に隣接（児童自身による移動を安全に行うことが可能な、通りを挟んだ向かい側等を含む）する場所で実施している場合（公民館、児童館等）も含まれます。

一体型として実施する場合は、学校区ごとの協議会の設置を補助要件とします。

なお、当該放課後子供教室を一体型とするかについての最終的な判断は実施主体である市区町村において行うものであり、文部科学省の判断を仰ぐものではございません。

Q41 「放課後子供教室」や「地域未来塾」を実施する場合、地域学校協働活動として実施する必要があるのか。

A41 「放課後子供教室」や「地域未来塾」を実施するにあたっては、それぞれの活動に閉じるのではなく、地域の様々な活動やその関係者等とのネットワークを活用し、取組をより多様で豊かなものにしていただくため、地域学校協働活動として実施していただくこととしております。なお、政府として掲げる数値目標の達成状況を確認する観点から、その個々の取組の内訳として、①放課後子供教室、②地域未来塾について実施状況等を把握させていただくこととします。

Q42 現在、小学校で実施している未来塾は補助対象となるのか。

A42 補助対象となります。

## 【コミュニティ・スクールの導入に向けた活動等】

Q43 「CSアドバイザー」とはどのような人材か。

A43 学校運営協議会の立ち上げや推進体制の構築に向けて助言を行う人材です。特定の資格や職業を指すものではありません。

Q44 「CSディレクター」とはどのような人材か。

A44 学校運営協議会の会議運営や、学校運営協議会委員との連絡・調整、学校種間の連絡・調整、分野横断的な活動の総合調整など、学校運営協議会に関わる業務を担う地域人材です。特定の資格や職業を指すものではありません。

Q45 「CSディレクター」とはどのように配置すべきか。

A45 CSディレクターの配置にあたっては、一つの学校へ配置する場合もあれば、拠点校を位置付けた上で複数校の業務を担うことも可能です。学校や地域の実情に合わせて、実施自治体により決定してください。

Q46 「コミュニティ・スクールの導入に向けた活動等」では、どのような活動が補助対象となるのか。

A46 域内全ての学校においてコミュニティ・スクールの取組の充実と水準の向上を図ることを目的として、教育委員会が主催する研修会（説明会やフォーラムを含む）の開催に係る経費、及びCSアドバイザー、CSディレクターの配置に伴う経費を想定しています。

また、研修会の開催にあたっては、学校運営協議会委員の他、教職員、保護者、地域住民などを対象に行い、多くの方に取組の周知・普及ができるよう工夫してください。

なお、コミュニティ・スクールの導入していない自治体においても、導入に向け、教職員や地域住民等へのコミュニティ・スクールの理解促進のために、研修会や先進地視察等を実施するため、本活動を実施いただくことも可能です。

## 〈費用〉

### 【謝金】

Q47 本事業の活動を全て無償ボランティアで行うことは可能か。

A47 可能です。基本的には無償ボランティアを含む地域の様々な方の参画を得て、地域学校協働活動を実施していただきたいと考えております。なお、「統括的な地域学校協働活動推進員等」、「地域学校協働活動推進員等」、「協働活動支援員」、「協働活動サポーター」などに対しては地域の実情に応じて謝金を支払うことができます。

謝金については実情に応じて各自治体でさらに分類し単価に差を設けたり、一律の単価にしたりすることも可能ですが、国の1時間当たりの謝金単価は統括的な地域学校協働活動推進員等、学習支援員、は2,200円、地域学校協働活動推進員等、協働活動支援員、特別支援・共生社会サポーター、CSアドバイザー、CSディレクターは1,480円、協働活動サポーターは740円を上限としていますので、それを超える単価を設定された場合、超過分については自治体や保護者の負担となります。ただし、都道府県ごとに定められている当該自治体の地方別最低賃金が

740 円を上回る場合には、最低賃金と同額を上限とすることができます。

Q48 委員等の協力者や統括的な地域学校協働活動推進員等、地域学校協働活動推進員等に対して、月額で一定の給与を支出することは可能か。

A48 活動実績によらない一律の給与・謝金の支出はできません。実際に活動を行った時間数に対し謝金単価を乗じた額以上に支出された謝金は補助対象外経費となります。また、日誌や活動記録などで活動時間が確認できない謝金は補助対象外経費です。謝金を補助対象経費として計上する場合は、出勤簿（活動時間が確認できるもの）、領収書（又は支出命令原義書）等の関係書類を保管しておく必要があります。

一部を団体等に委託している場合も同様に、補助対象経費の根拠となる書類を具備していただき、市町村で活動実績と齟齬がないかをご確認の上、実績をご報告願います。

※ 例①：地域学校協働活動推進員の謝金単価が地方公共団体の規定により、活動時間に関わらず 1 日当たり 2,000 円と定められている。

・ある日の活動時間：1 時間 →  $1,480 \text{ 円} \times 1\text{h} = 1,480 \text{ 円}$

⇒ 国の謝金単価である 1,480 円までが対象経費・520 円は対象外経費

・ある日の活動時間：2 時間 →  $1,480 \text{ 円} \times 2\text{h} = 2,960 \text{ 円}$

⇒ 地方公共団体の規定の上限（2,000 円）が対象経費

※ 例②：地域学校協働活動推進員の謝金単価が 1 時間当たり 1,480 円である A 市において、活動時間に関わらず、毎月 30,000 円の謝金を支払っている。

・ある月の活動時間：20 時間 →  $1,480 \text{ 円} \times 20\text{h} = 29,600 \text{ 円}$

⇒ 国の謝金単価である 1,480 円に活動時間を乗じた金額までが対象経費・400 円は対象外経費

・ある月の活動時間：25 時間 →  $1,480 \text{ 円} \times 25\text{h} = 37,000 \text{ 円}$

⇒ 地方公共団体の規定の上限額（30,000 円）が対象経費

Q49 研修会等に統括的な地域学校協働活動推進員等・地域学校協働活動推進員等が参加する場合に、謝金を支出することは可能か。

A49 研修の参加は当該統括的な地域学校協働活動推進員等・地域学校協働活動推進員等の資質向上等を目的として実施するものであり、参加したことに対して謝金を支出することは認められません。

Q50 外部講師を専門的な方や文化・芸能・スポーツなどで活躍されている方などに依頼した場合、その謝金が高額な場合であっても補助対象とすることが可能か。

A50 事業関係者に対する研修会の講師や放課後等の活動支援における特別な催しを行う場合などにおける外部講師等に対する講師謝金単価は特に定めていませんが、国や各自治体の謝金単価等により決定してください。それらを超える高額な場合、超過分は補助対象外となります。また、事業の趣旨や自治体の基準単価等を講師側に伝えるなどにより、調整を図っていただくようお願いいたします。

Q51 ボランティア等への謝金を商品券、金券等で支払うことは可能か。

A51 金券や商品券での謝金の支払いは認められません。同様に、物品（例えば千円相当の茶菓等）での支出も認められません。

### 【旅費・交通費】

Q52 統括的な地域学校協働活動推進員等、CSアドバイザー、CSディレクター、地域学校協働活動推進員等、ボランティア等への活動に係る交通費の支給は可能か。

A52 本事業は地域住民の方々の当該地域での活動にかかる謝金を補助対象経費としているため、原則として地域学校協働活動推進員等、CSディレクター、協働活動支援員、実施市町村内の学習支援員、協働活動サポーター、特別支援・共生社会サポーターが通常地域学校協働活動を行う際の活動に係る交通費は対象外経費となります。ただし、統括的な地域学校協働活動推進員等、CSアドバイザー及び実施市町村外から支援を行う学習支援員については、趣旨や役割を鑑み活動に係る交通費についても補助対象とします。

また、都道府県等が開催する研修会等の単発的な行事等へ参加する場合等については、該当自治体の会計規則等に準じて旅費の支給が可能ですが、この場合であっても、上記以外のボランティアに係る旅費は、例外なく補助対象経費とは認められません。（別紙の経費一覧表を参照ください）

Q53 統括的な地域学校協働活動推進員等や地域学校協働活動推進員等、行政の本事業担当者が、県外の研修会や講座に参加するための経費について補助対象とすることは可能か。

A53 原則として、

- ・「コミュニティ・スクールの導入に向けた活動等」において、その先進地等への視察や研修等への参加をする場合
- ・都道府県・指定都市・中核市（直接実施自治体）に県域を担当する立場として配置する統括的な地域学校協働活動推進員等及びCSアドバイザーが、県外で行われる研修会等へ参加する場合
- ・市町村に配置される統括的な地域学校協働活動推進員等、CSアドバイザー、CSディレクター、地域学校協働活動推進員等及び行政の本事業担当者について、文部科学省が主催する全国的な会議や研修会等で参加することが本事業に有益であると文部科学省が特に認め、通知等でその旨を知らせた会議・研修等に参加する場合

に限り、県外旅費を補助対象経費として認めます。

なお、行政の本事業担当者の県内の旅費（県内の市町村の視察や実地検査等）は、本来業務と考えられるため認められません。

Q54 活動に参加する子供や保護者の旅費・交通費を補助対象とすることは可能か。

A54 子供や保護者にかかる旅費・交通費については、例外なく認められません。

Q55 遠方から講師を招聘し、その旅費を補助金から支出することは可能か。

A55 可能です。各自治体の会計基準等に準じてください。

Q56 放課後子供教室で校外学習に行くにあたって発生するバスの借上料は、補助となるか。

A56 引率するボランティアなどのスタッフについては、補助対象経費となりますが、参加する子どもたちについては補助対象とならないため、経費を人数で按分して補助対象経費として計上してください。

Q57 コミュニティ・スクールの先進校視察にあたって発生するバスの借上料は、補助となるか。

A57 補助対象経費として計上して構いません。

### 【備品】

Q58 放課後子供教室における備品と消耗品の違いはどのようなものか。

A58 平成 27 年度より、本事業における備品を、備品 1 個当たりの金額が 3 万円以上のものと実施要領に明記し、消耗品との区別を明確化しました。これにより以前は開設備品としてあげられていたノートパソコン等（3 万円未満の物品に限る）については消耗品として購入し、補助対象経費とすることが可能となりました。ただし、各地方公共団体の会計基準等に基づく規定がある場合はこの限りではありません。また、ICT 関係備品等をレンタル、リースにより活用する場合には補助対象となりますので、借料として計上してください。なお、年度末における次年度準備のための消耗品の購入は、本事業が単年度事業であることから認められません。

Q59 1 か所あたり 210,000 円の上限は国庫補助額を指すのか。

A59 補助対象経費の積算額の上限が 210,000 円ですので、国庫補助額の上限は 70,000 円となります。なお、開設初年度に放課後児童クラブとの一体型として実施する場合には、積算額の上限は 420,000 円（国庫補助額は 140,000 円）となります。

Q60 放課後子供教室以外の事業における備品整備費は補助対象にはならないのか。

A60 備品整備費が補助対象となるのは、開設初年度の放課後子供教室及び、既存の放課後子供教室が新たに一体型となる場合のみです。これは、新たに放課後等に子供たちが安全・安心して活動できる場所を整備するために必要な備品を購入する費用です。補助対象となる場合も、要領にもあるように学校等が使用している物品等が利用できる場合は極力当該備品を利用するなど、活動内容等に合わせた整備を行うこととしてください。

### 【その他】

Q61 教材費とは具体的にどのようなものを想定しているのか。

A61 事業を実施するに当たり、対象となる学習活動（地域未来塾や放課後の学習支援等）において必要とされる書籍、参考図書等を想定しています。数量については真に必要な数量のみを計上し、効率的な活用を行ってください。なお、認められるのは、協働活動支援員等がプログラムの企画や活動を実施するために使用するものや、放課後子供教室等に具備して必要に応じて活用するものが基本です。子供たち個人に提供するものは対象外経費となりますのでご注意ください。

Q62 工作実習で使用する木材などの材料や調理教室等で使用する食材など、子供たちが持ち帰る又は食べるものについて、補助対象経費とできるか。また、全体として使用するボンド、釘などの工具や調理器具等も補助対象となるか。

A62 個人に給する材料等にかかる経費は補助対象外となりますので、受益者負担の考え方から実費相当額を徴収していただくか、自治体単費から支出又は参加者から実費を徴収していただくこととなります。なお、工具や調理器具など、個人に提供する物ではなく本事業の別の機会にも活用できるものであって、学校経費で見べきものでないものについては、補助対象として考えられます。

Q63 子供たちや保護者、ボランティアの保険については補助対象経費となるのか。

A63 受益者負担の観点から、活動に参加する子供や保護者にかかる保険は補助対象外となります。統括的な地域学校協働活動推進員等、地域学校協働活動推進員等、協働活動支援員、学習支援員、協働活動サポーター、特別支援・共生社会サポーター、その他無償ボランティアの活動にかかる保険は補助対象となりますが、雇用保険は対象外です。

Q64 事業における活動実施に当たり、参加者から参加費を徴収することは可能か。

A64 取組の充実や保護者等の要望への対応の観点から、特別な催し物を実施する場合や国庫補助対象となる標準的な実施日数・時間数を超えて実施する場合など、地域の実情に応じその経費の一部について、保護者等に費用負担を求めることは差し支えありません。ただし、参加費を徴収する場合には、適切な額を設定し、関係者等に対して説明を行って理解を得るとともに、活動への参加を希望する全ての子供ができる限り多く参加できるような配慮が必要です。

Q65 会議のための茶菓子について、補助対象とすることは可能か。

A65 補助対象外経費です。補助対象経費は出席した人数分の水又はお茶代のみであり、コーヒーやジュース等も補助対象外経費です。（自治体の会計規則等において別途定めがある場合は対象経費として認められる場合があります。その場合、文部科学省まで当該会計規則等の提出が必要となりますので、御用意ください。）また、イベント参加者に対してペットボトルのお茶を配布したような場合は、会議費に当たりませんので、補助対象外経費です。

会議費を補助対象経費として計上する場合は、開催通知、出席者一覧、議事録等の関係書類を保管しておく必要があります。

Q66 放課後子供教室で熱中症対策として、参加する子どもたちにスポーツドリンク等を用意した場合、そのスポーツドリンクは補助対象となるか。

A66 受益者負担の観点から、活動に参加する子供にかかる飲食物などの経費は補助対象外経費です。絆創膏と同様に応急処置など保健に係る消耗品として、経口補水液を購入することは可能ですが、参加する子どもたち全員に配布することは、受益者負担の観点から補助対象としては認められません。

Q67 修繕費について、補助対象とすることは可能か。

A67 学校設備など自治体の経費において購入した備品にかかる修繕費は認められません。ただし、放課後子供教室の開設初年度・一体型初年度に補助金で購入した備品及び平成 27、28 年度補正

予算に係る補助金で購入した備品に対する修理費用は、「雑役務費」として取り扱うこととし、補助対象経費に計上していただいて構いません。

Q68 学校の環境整備の一環としてボランティアによる花壇整備やペンキ塗りを行ったが、それらに係る消耗品（お花やペンキ等の代金）は補助の対象となるか。

A68 学校施設の整備に要した消耗品費などは、本来学校の運営費で負担すべきものであり、本補助金による支出は認められません。ボランティアへの謝金等は補助対象となります。消耗品を補助対象経費に含める際は、自治体において、当該経費が学校で負担すべきものでないかをよく確認した上で計上して頂きますようお願いいたします。

Q69 謝金の振込手数料は補助対象となるか。

A69 補助対象となります。雑役務費で計上してください。

Q70 委託先との契約書に貼付する収入印紙の印紙代は補助対象となるか。

A70 収入印紙の印紙代については、契約を締結する団体（又は自治体）が当然負担すべき経費と考えられるため、補助対象外となります。

#### 【オンラインでの取組における補助対象経費の考え方】

Q71 インターネットの動画配信サイトや SNS などを使って、地域住民等による活動の様子等を児童生徒に向けて配信しようと考えているが、地域学校協働活動にあたるのか。

A71 地域学校協働活動は地域と学校が相互にパートナーとして子供たちを支え育てる様々な活動の全般を指し示すものであり、当該活動の目的や理念がこの考え方と離れるものでなければ、その方法が直接対面で行うものに限定するものではありません。

活動を行うに当たっては、地域学校協働本部や取組の実施団体等と学校との間で、子供達や地域の学びにとって何が必要か、何のために実施するのかをしっかりと相談し、活動に対する認識を共有いただくことが大切です。

Q72 動画配信による活動を行う場合に、対面で活動を行う場合と補助対象経費の考え方に違いがあるのか。

A72 基本的な経費の考え方については、対面で活動を行う場合と異なることはありません。それぞれの経費の扱いについては、本 Q&A の Q47 から Q70 を参照ください。

#### 〈社会教育法の改正に関して〉

Q73 社会教育法の改正を踏まえ、統括コーディネーターや地域コーディネーターを「地域学校協働活動推進員」に委嘱する必要があるのか。

A73 地域コーディネーターの全てを直ちに「地域学校協働活動推進員」として委嘱することを補助要件とはしていませんが、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施に向けて教育委員会が責任を持って体制を整備する観点からも、社会的信望があり、地域学校協働活動の推進に熱意と識

見を有する方について、法令等に基づく明確な役割や立場（肩書）があることは非常に有効であるため、地域学校協働活動推進員として委嘱する準備をすすめていただきたいと考えています。

※地域学校協働活動の推進や地域学校協働活動推進員の委嘱、社会教育法改正の詳細については、以下の参考資料を御覧ください。

○学校と地域でつくる学びの未来 ホームページ

<https://manabi-mirai.mext.go.jp/>

- ・ 地域学校協働活動の推進に向けたガイドライン
- ・ 地域学校協働活動推進員の委嘱のための参考手引き
- ・ これからの学校と地域 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動パンフレット
- ・ 社会教育法改正に関する Q&A



(別表) 「地域と学校の連携・協働体制構築事業」謝金・旅費確認表

		地域統括学的な推進協働活動*1	地域学校推進協働活動*1	学習支援員	協働活動支援員	協働活動サポーター	特別支援・共生社会サポーター	CSアドバイザー	CSディレクター	左記以外のボランティア	講師等	参加者(子供等)	参加者(保護者)
謝金	謝金単価上限	2,200	1,480	2,200	1,480	740*2	1,480	1,480	1,480	－	適切に積算	－	－
	地域学校協働活動(当日準備を含む)	○	○	○	○	○	○	-	-	－	○	－	－
	事前準備(前日等)に係るもの	○	○	○	○	×	×	-	-	－	×(○)*3	－	－
	会議(推進委員会、運営委員会、協議会)	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－
	研修	×	×	×	×	×	×	×	×	－	－	－	－
旅費	通常活動*4	○	×	×(○)*5	×	×	×	○	○	×	○	×	×
	臨時的活動*6	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	県内の研修会等への参加	○	○	○	○	○	○	○	○	×			
	県外の研修会等への参加	×(○)*7*8	×(○)*7	×	×	×	×	×(○)*7*8	×(○)*7*8	×	－		

\*1 「統括的な地域学校協働活動推進員等」及び「地域学校協働活動推進員等」には、統括コーディネーター及び地域コーディネーターも含まれる。

\*2 地域別最低賃金がこれを上回っている地域においては、最低賃金を上限として積算できる。

\*3 電話やメール等の手段で事前打ち合わせができない等合理的な理由があり、前日に準備等を行う必要性があれば謝金を支払うことができる。

\*4 自宅から通常活動を行っている場所への交通費。

\*5 実施市町村外地域から支援を行う場合は、補助対象となる。

\*6 校外学習や部活動の大会への引率等、地域の協力が本事業の活動を行う上で必要となる交通費。

\*7 文部科学省が主催する全国的な会議や研修会等で参加することが本事業に有益であると文部科学省が特に認め、通知等でその旨を知らせた会議・研修等については計上可能。

\*8 都道府県・指定都市・中核市に県域を担当する立場として配置する場合は、県外旅費も補助対象となる。